

バイレメ指針作成の考え方

．バイオレメディエーション事業の意義

- 1．環境修復のための環境汚染浄化の技術手法としては、物理的手法、化学的手法及び微生物機能の活用等生物学的手法が存在するが、その中において、特に微生物機能を活用するバイオレメディエーション技術は、投入エネルギーが少なく、一般的に浄化コストも比較的安いことから、主要技術の一つとなる可能性を有している。
- 2．特に、バイオレメディエーションの中では、油類等に対してはバイオスティミュレーション技術が従来用いられてきたが、今後は分解が遅い化学物質の浄化について、バイオオーグメンテーション技術の適用が期待されている。

．バイオオーグメンテーション指針策定の必要性

バイオレメディエーション、特に、バイオオーグメンテーション事業を円滑に進める上で、安全の確保が重要であり、そのためには、国が事業者に安全性評価の指針を示すと共に、学識経験者の意見聴取に基づく大臣確認を受けることができる制度を設けることが適当。

指針策定に当たっては、以下の点に留意が必要。

- 1．非遺伝子組換え微生物（セルフクロニング等を含む）は、遺伝子組換え微生物に比し、生物学的既知見の情報量が多く、その科学的知見に基づく安全性の合理的な判断が可能なものであること。
- 2．指針の内容は、事業者にとって過度の負担となることは避けるべきである。
- 3．指針の内容は、技術に関する理解の促進に役立つものであること。